

老人福祉施設等整備施設選定要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、和歌山県老人福祉施設等整備費補助金の対象施設（以下「補助対象施設」という。）の円滑かつ適正な選定を行うため、県及び市町村における選定事務の取扱いについて必要な事項を定める。

（市町村への照会）

第2条 知事は、別に定める老人福祉施設等整備方針及び選定基準（以下「整備方針」という。）に基づき、市町村長に整備希望施設の推薦を依頼する。

（整備計画書の提出）

第3条 整備希望者は、市町村長の定める日までに、別に定める整備計画書を整備予定地の市町村長に提出しなければならない。

（施設種別及び整備区分）

第4条 施設種別及び整備区分については、別表のとおりとする。

（市町村での選定）

第5条 市町村長は、整備方針に定める市町村選定基準に基づき、整備希望者からの聴取及び現地調査等により、整備計画の詳細な審査を行い、施設種別及び整備区分ごとに1施設を選定することを原則とし、整備計画書に別に定める意見書を添付のうえ、知事が定める日までに、振興局長に推薦する。

2 市町村長は、複数の施設を推薦する場合は、順位を付けるものとする。

（圏域での選定）

第6条 振興局長は、整備方針に定める圏域選定基準に基づき、整備希望者及び市町村長からの聴取並びに現地調査等により、市町村長から推薦のあった整備計画の詳細な審査を行い、管轄する老人福祉圏域の全市町村長で構成する老人福祉施設整備圏域協議会又は保健所圏域（保健）医療体制整備充実委員会若しくは保健福祉協議会の合意に基づき、施設種別及び整備区分ごとに1施設を選定することを原則とし、整備計画書に別に定める意見書を添付のうえ、知事が定める日までに、知事に通知する。

2 振興局長は、複数の施設を推薦する場合は、順位を付けるものとする。

（本庁での選定）

第7条 知事は、整備方針に定める本庁選定基準に基づき、整備希望者、市町村長及び振興局長からの聴取並びに現地調査等により、振興局長から通知のあった整備計画の詳細な審査を行ったうえで客観的な評価を行い、予算の範囲内で補助対象施設を選定する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

別表

		整備区分		
		創 設	増 築	改 築
施 設 種 別	特別養護老人ホーム	○	○	○
	養護老人ホーム	○	○	○
	老人保健施設	○	—	—
	軽費老人ホーム	○	—	—

※ ○は補助対象